

組合相談コーナー 理事・監事の責任

Q 理事・監事の責任について教えてください。

A 理事・監事の責任については、中小企業等協同組合法（以下、中協法）の第38条の2～第38条の4に規定されています。ここでは、日常業務での任務の懈怠による責任について、説明します。

（役員の場合に対する損害賠償責任）第38条の2第1項

役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（役員が第三者に対する損害賠償責任）第38条の3第1項

役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

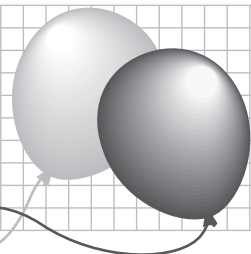
（役員の場合の連帯責任）第38条の4

役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらのものは連帯債務者とする。

理事及び監事は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任があります。特に、理事については、理事個人の責任と併せて理事会を構成し業務執行の決定に参画するとともに、代表理事の執行に対する監視的役割を果たすべき集団としての責任もあります。したがって、理事が任務懈怠によりその責任を果たすことができず、組合に損害を与えたときは、その行為の作為・不作為を問わず、その理事は、連帯して組合に対する賠償責任を負わなければなりません。民法の一般原則では、個々に責任を追及されますが、組合の理事の性格に鑑み、特に連帯責任とされています。

また、監事についても、善管義務を怠り、計算書類の不正を看過した場合には、理事とともに連帯して損害賠償をしなければなりません。

話題の広場



中央会事業より

組合活力向上事業を実施

企業組合ゆい

6月11日(土)、7月9日(土)、8月23日(火)の全3回に亘り、鹿角市で介護事業を実施している企業組合ゆい(村木久恵理事長)を対象に、「収益力の向上を図るための部門別の適正な人員配置、常勤・パートのバランスの見直し、職員の意識改善の促進」を目的として組合活力向上事業を実施しました。

事業では、東京都の株式会社五幸トータルサービス代表取締役松長根幸治氏を講師に招き、現状の分析と課題の検討を行い、具体的な改善策を盛り込んだ戦略を策定しました。

【現状分析実施項目】

- ① 1日の作業工程と人員配置の分析
- ② 役員、管理者、従業員へのヒアリング
- ③ 各部門別の人員とパート職員の勤務時間等の最適化
- ④ 介護報酬部門別の収益状況の確認と不採算部門の扱い…等



【事業実施の様子】

松長根社長は、「日々の経営では、キャッシュフロー経営に気を配る必要がある。一度に手を加えることができない部分もあると思うが、それをそのままにしていると、キャッシュフローは改善しない。業務の合理化等の抜本的な改革も時には必要である。」と話されました。

組合では、今回策定した戦略を基に事業を展開していくことにしています。